

日本社会心理学会 会員の特典に関する規程

第1条（目的）

本規程は、会則第5条第2項で示した会員の特典について示すものである。

第2条（会員区分と会費）

1. 会員区分は、会則第5条第2項に示すとおりとする。
2. 各会員は、会則第13条に示す年会費を毎年度納めるものとする。

第3条（会員の特典）

1. 会員には、機関誌『社会心理学研究』を配布する。また、正会員及び名誉会員は単独あるいは第一著者として『社会心理学研究』に投稿することができる。
2. 会員は、本会ホームページの会員専用ページを利用することができる。また、会員専用ページを利用して、会員名簿の利用ができる。
3. 会員は、本会が配信するメールニュースを、各自が登録したメールアドレスで受け取ることができる。
4. 正会員は、年次大会に会員として参加、発表ができる。
5. 名誉会員は、年次大会に無料で参加することができる。ただし、研究成果の発表を行う場合、それに関する諸費用は名誉会員各自の負担とする。
6. 準会員は、年次大会に参加することができる。ただし、発表資格は有しない。
7. 法人会員は、年次大会時に所属する者を最大2名まで参加費の負担なしで参加させることができる。加えてその2名は年次大会で正会員・名誉会員と共同で実施した研究成果を発表する場合、責任発表者として大会参加することもできる。ただしこの場合、共同研究を行った正会員・名誉会員が連名発表者として含まれることが必要で、研究発表に関する諸費用は発表者各自の負担とする。

附則

- 一. この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二. この規程は2018年8月27日から施行される。